

## 第6編 伊那中央行政組合病児・病後児保育施設設置条例

### 伊那中央行政組合病児・病後児保育施設設置条例

平成29年12月26日

条例第7号

#### (目的及び設置)

第1条 この条例は、乳幼児及び児童が病気の回復期であり家庭等での保育が困難な期間、保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、乳幼児及び児童の健全な育成を図る事業を目的として、伊那中央行政組合病児・病後児保育施設（以下「施設」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊那中央行政組合病児・病後児保育施設	伊那市小四郎久保1337番地1

#### (事業の運営)

第3条 乳幼児及び児童の利用及び運営費に関し、伊那中央行政組合組織市町村（以下「組織市町村」という。）が主体で行う病児・病後児保育事業の実施については、組織市町村と取り交わす協定に基づき運営する。

#### (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。